

「城内平和Burgfriede」への道：
一九〇五-一四年、戦争・帝国政府・ドイツ社会民主党

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 大阪市立大学文学部 公開日: 2024-09-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 飯田, 収治 メールアドレス: 所属: 大阪市立大学
URL	https://doi.org/10.24544/ocu.20180524-010

Title	「城内平和 Burgfriede」への道：一九〇五-一四年、戦争・帝国政府・ドイツ社会民主党
Author	飯田, 収治
Citation	人文研究. 24 卷 10 号, p.739-774.
Issue Date	1972
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学文学部
Description	

Placed on: Osaka City University Repository

「城内平和 Burgfriede」の道

——一九〇五——一四年、戦争・帝国政府・ドイツ社会民主党——

飯 田 収 治

は じ め に

一九一四年八月一日、独露開戦で第一次世界大戦の口火がきられたとき、ドイツ国内は政府の戦争決定を熱烈に迎える国民の歓呼の声にうめつくされた。この全土にみなぎる排外主義的な気分と興奮は、すでに、最後まで平和を願う戦争に反対しつづけてきた社会主義的な労働者大衆をもとらえ、かれらをその渦中にまきこみつつあった。八月四日、国内のさらには国外各方面の人々が非常な関心をもってみまもるなかで、帝国議会における戦争公債案の表決がおこなわれ、社会民主党議員団は全員一致これに賛成し、「危急存亡の秋にわれわれは祖国を見棄てない」と戦争協力の意志を明らかにした。社会民主党および自由労働組合と、帝国政府あるいはブルジョア諸党派・資本家団体との間にはいわゆる「城内平和」^{ブルクフリーデ}が成立し、政府はその戦争政策の遂行にあたって挙国一致の体制をもってこれに臨むことができたのである。

現在からふりかえれば、このとき社会民主党の態度は、けっして理解にくるしむような唐突な転身とも予想外の変節とも映らない。大戦前の社会民主党に堪する今日では常識となつてゐるようないくつかの事実——党内の政策決定における改良派および修正派の相対的な優位と左翼急進派の後退、平和主義・反帝国主義闘争の面での形骸化の

進展——からすると、「八月四日」の政策はなされるべくしてなされた自然な決定というわけではないからである。だがその当時は、社会民主党の態度は大方の予想を裏切るものであった。この意外な事態を前にしてみひらかれた人々の驚きの目のうちには、もちろんさまざまな気持がこめられていたであろうが、なかでもこの「八月四日」の政策をひと倍期待をこめて迎えたもののうちに、ほかならぬ帝国の最高当局者たちがいた。戦争をひかえてのひと月間、いわゆる七月危機のもとで帝国当局者がいちばん頭を痛めたことのひとつは、このなうての反戦勢力である社会民主党をどうさばくことによっていかなる戦時国内体制を築きあげてゆくか、という問題であった。そしてその結果は「城内平和」が成立し、戦時挙国一致体制が樹立されたのである。それはいかにして可能となったのであろうか。本稿は、帝国最高首脳部の動きに焦点をあわせながら、その経過の実態を明らかにしようとするものである。

ところで第一次世界大戦の勃発それしたいは、およそ帝国主義列強にとって、突如としておそいきた計算外の出来事でもなんでもなかった。一九世紀末いこうのしだいに深刻化する帝国主義的危機状況のもとで、いやおうなく列強政府は全面戦争への準備強化をよぎなくされてきたし、そのことがまた列強間に際限のない軍拡競争をよび、破局への道をいっそうはやめてもきた。すなわち、各列強政府の政策体系は総体として、このような帝国主義的全面戦争への展望と対応とによって深く規定されていたのである。

そのようななかでもドイツ政府は、戦争準備の体制づくりにもっとも意欲的であった列強政府の一つである。一九一四年夏の第一次世界大戦の発生が、ドイツ政府のイニシアティブによるものであったことはまず間違いないところであろう。それはまた、ドイツ政府における帝国主義的全面戦争への展望と対応とが、必然的に導いた結果であったともいえよう。そしてここで問題にしようとする開戦時の社会民主党対策も、そうした全面戦争への展望と対応をふまえた全政策体系の一環として把握されなければならないであろう。それにはまず、帝国最高当局者がどのような

全面戦争への見通しをもち、これにどう対処してゆこうとしていたかが明らかにされる必要がある。考察の対象はひとまず、帝国主義的危機状況のあらたな段階を画する、第一次ロシア革命と第一次モロッコ危機の一九〇五年いこうの時期に限りたいとおもう。

一 ヨーロッパ戦争への展望と対応

ドイツ帝国指導部における戦争準備の体制づくりは、参謀本部を中心とする軍部の圧倒的な影響下にすすめられたといえることができる。では、軍部が軍事戦略的な観点からわたりだしたところの、全面戦争への展望と対応とはどのようなものであったのであろうか。

一。帝政軍部はその軍事戦略構想において伝統的にロシアとフランスを第一の仮想敵国としてきたが、この姿勢は大戦まで一貫したものだ。一九〇五年のモロッコ危機からバルカン戦争にいたる国際情勢の推移につれて、むしろ露仏との開戦は必至とする切迫感が軍部全体をとらえていった。⁽¹⁾一九一一年いごは海軍だけでなく陸軍首脳部も、対英戦争の誘発をさけられないものとみなすようになっていた。⁽²⁾こうしたなかで参謀総長モルトケ H. v. Moltke が、バルカン方面での紛争、とくにオーストリアとセルビア（またはロシア）の衝突を全面戦争への契機として重視するにいたったことは注目される。一九〇九年はじめに、長らくとだえていた独逸の参謀本部間の協調関係が復活をみるが、両国軍部が一体となって全面戦争に突入する態勢は、その間に築きあげられつつあったのである。

二。この露仏との二正面戦争にそなえる戦略構想は、シュリーフェン計画として周知のものである。それは典型的な電撃戦構想であり、要するにロシアの軍事面での相対的な劣勢を前提にくみだてられている。それゆえ日露戦争直後の情勢は、この作戦計画にはまことに有利なものであった。一九〇九年いこうロシアがフランスの財政援助をう

け、大規模な陸軍増強計画にのりだし、さらに西方への戦略鉄道の建設にも着手するにおよんで、参謀本部の不安は増大する。独逸の参謀本部間の接触の場でも、露仏の軍備充実にたいする懸念がドイツ側からもちこたれた。⁽⁵⁾ 一九一四年夏までに参謀本部がうちだした観測によれば、ドイツ（もしくは独逸）の軍事的優位は、ロシアの軍備拡張計画が完了する一九一六年ないしは一七年までに崩壊し、そのごは露仏両国に軍事的に対抗しうるかどうか確信がもてないといふことであつた。⁽⁶⁾

三。ロシアの戦力的充実はシュリーフェン計画の存立の基盤をうばう。ここに軍部のきわめて悲観的な見通しがたつわけであるが、それは同時に、ドイツが軍事的に優位にある間に、つまり一九一六年以前に戦争にうってでて将来の禍根をあらかじめ除くべきだ、という予防戦争への期待をうみだした。すでに第一次モロッコ危機にさいして、参謀本部をはじめ軍上層部にはロシアの敗戦という事情にうながされ、対フランス予防戦争の要求がかなりひろまっていたといふ。⁽⁷⁾ そのごも、いまならば有利な戦いができるという感覚は軍部にさうとうつよかった。サラエヴォ事件からひと月はどまえ、モルトケは外務長官ヤーゴウ G. v. Jagow との談合のさい、予防戦争の必要をとき「はやく戦争になるようにわが国の（外交）政策を調整し」てほしいともちかけたのである。⁽⁸⁾ 開戦の好機を逸してはならないとする焦燥感⁽⁹⁾は、参謀総長のみならず軍部高官の間にしだいにつよまっていたのである。⁽⁹⁾

以上の三点を皇帝^{カイザー}はもとより、文官当局者も基本的にうけいれた。一九一二年末、遅くとも一九一三年春までに帝国宰相ベートマン・ホルヴェーク T. v. Bethmann Hollweg をはじめ帝国首脳部が、露仏との戦争は早晚さけられないとの見解に達していたことはほぼ間違いない。前年の二重国防法案につづく一三年の陸軍拡充法案——これにより平時兵力は一挙に五十四万から六六万へ増強された——の上程は、参謀本部の全面戦争への見通しを政府がうけいれた結果であつたともいえる。⁽¹⁰⁾ この時期には軍部と同様に、皇帝、宰相さらに外務省筋もロシアの軍事的立直りには

げしい不安をおぼえていた。⁽¹¹⁾そしてこの軍事的脅威にくわえて当時のベートマン・ホルヴェークを悩ませていたのは、「将来圧倒してくるロシアの工業力」の脅威であった。七月危機のさなかにも宰相が、ロシアの軍事的経済的な脅威にふれてドイツの先行きをはなだ暗く展望していたことは、かれの秘書兼政治顧問のリーツラー K. Riezler がつたえるところである。⁽¹²⁾

だが帝国首脳部を不安がらせていたのはロシアの脅威だけではない。あるいはもっと根底から帝国当局者の危機意識をゆさぶっていたのは、大戦まえ数年にドイツ帝国主義が落ちこんでいた全般的な手詰り状態の方であったかともう。一九一一年のモロッコ危機ではドイツの企みは完全に挫折した。対英交渉に期待して外交筋が力をいれてきた中央アフリカ植民地帝国建設プランも、とうぶん現実的な成果にめぐまれそうもなかった。こうして一九一二年頃から、ドイツ帝国主義の当面の進路としておおきく前景にうちだされてきたのが、「ベルリン・バグダード・ライン」である。しかしそのトルコ・バルカン地域でも、ドイツ帝国主義は英仏資本の熾烈な攻勢に前進をはばまれ、むしろ各地で防戦から後退への傾向がしだいに顕著となりつつあったのである。この事態は帝国当局者の間に深刻な危機感を呼びさました。あたかも一九一三年はじめに新任早々の外務長官ヤーゴウは、皇帝につきのように明言していた。「そこ（バルカン）と小アジアにおけるドイツの権利を侵そうとする企てが生じましたならば、私はまっさきに陛下に武力へ訴えることをお勧めしましょう。」⁽¹³⁾と。この窮状をどのようにきり抜けてゆくか、おそらく大戦前夜の帝国首脳部にとってこれは、さけてとおることのできない問題であったはずである。

このようななかで帝国政府は、オーストリア・ハンガリー帝国との同盟関係をいっそう強化する態度をかためた。一九一二年末には帝国宰相と外務長官キダーレン A. v. Kiderlen-Wächter とがそれぞれ公式の席上において、もしオーストリアが第三国すなわちロシアからの攻撃を受けてその強国としての存在を脅かされるような場合には、無条

件にこれを支援するとの意向を明らかにした。⁽⁶⁴⁾そこにはおよそ二つの理由が指摘できる。ひとつに、露仏との二正面戦争すなわちシュリーフェン計画の実施は、オーストリアとの軍事的共同作戦を必須の条件としていた。ふたつに、ドイツ帝国主義の「ベルリン・バグダード・ライン」は、この広大な二重王国の領域がドイツの政治的影響下にとどまるかぎりにおいのみ、現実的な意味をもちえたからである。

それでは軍部の予防戦争の要求にたいしては、帝国宰相をはじめ文官当局者はどのように反応したのであろうか。すでに一九一二年二月八日の皇帝を囲んでの軍部首脳会議では、準備と条件が整いしだい対外戦争にうってでるといふ申し合わせがなされていた。⁽⁶⁵⁾おもうに宰相ら政府要人には、予防戦争を原理的に拒否する姿勢がもともと稀薄であつた。ある研究者がいみじくも述べているように、「戦前最後の三年間に戦争の可能性をめぐってなされた数知れない討論において、ドイツの指導者が関心をもったのは、戦争をはじめべきか否かの問題ではなく、戦争をはじめするための最善の方法と時機の問題であつた。⁽⁶⁶⁾」つまり軍部の圧力に抗して平和維持の可能性が追求されたのではない。文官当局者も対露仏開戦への最善の方法と時機とを模索するなかで、事実上軍部の予防戦争の要求をうけいれたのである。もちろんその間には政務と軍事の違いなどからくる戦術上の対立はあつたわけで、その点で二つの問題にふれておこう。だけ

ひとつは、きたるべき露仏との戦争にさいしイギリスの局外中立を確保すべきことが、宰相や外務省筋からつよく主張されたことである。一九一二年二月までにいくどか試みられた艦隊問題での和解交渉においても、ベートマン・ホルヴェークの狙いは、イギリスから大陸戦争時の中立保証をとりつけるという点で一貫していた。けっきょくこれは失敗したが、そのごも宰相・外務省筋はイギリスの中立化をめざす外交的努力をつづけ、バルカン戦争の戦後処理ではかえってイギリスと紛争局地化のために足並みをそろえ、対セルビア武力干渉を策するオーストリアの抑えに回

ったほどである。すでに協商三国との戦争を決意し、早期開戦の機会をうかがっていた参謀本部とすれば、明らかにこれは不満であった。オーストリア参謀総長のコンラート F. Frh. v. Conrad von Hötzenndorf にたいしてモルトケが、「たびたびのことだが、いまは外交筋が軍人の邪魔をしている。」とこぼしたのもそのためである。(一九一三年八月二七日付書簡⁽⁷⁾)

第二に、帝国当局者の一部にあつては、帝国主義戦争がそれじたい体制的危機の可能性をはらむものであることが、すでに鋭く自覚されていた。ベートマン・ホルヴェークもそのひとり。一九一四年六月初旬にかれがバイエルン公使にもらしたという言葉は有名である。「国内には、戦争からドイツの国内状態の保守的な意味での健全化を期待する人々がいる。しかし私……の考えではおよそ逆で、世界戦争にともなう結果はまったく測りしれず、平和を唱える社会民主党はそれゆえに勢力を激増させ、しかもたくさんの王位が覆えされるかもしれない。」⁽⁸⁾ キダーレンもやはりこれにちかい意見を吐いたことがある。⁽⁹⁾ だが宰相の言葉にもあるように、当時のドイツでは、対外政策が帝国主義的国内統合に重要な貢献をなしたと同様に、戦争すらも「民主主義と社会主義の脅威をのがれる手段」とみなされ、これを待望する世論が、全ドイツ派、大工業、使用者団体、新教系右翼、教師、軍人、知識人の一部という広範な層に滲透していたのである。⁽¹⁰⁾ たとえば陸軍内局長リュンカー M. Frh. v. Lyncker にもうかがえるが、⁽¹¹⁾ 軍部全体もこのような世論に同調していたことは疑いない。帝国指導部のどれだけの層が宰相の懸念を共有しうる状態にあったのであろうか。

それはともかく、帝国主義戦争の危機的側面を洞察していたということは、戦争にたいする帝国宰相の姿勢をいっそう用心深いものにした一方、他方では戦時国内体制のあり方とそれへの準備を切実な問題として意識させずにはおかなかった。次節では戦争政策への民意調達の問題がどのように処理されていたかをみることにしよう。

- (1) さらに一九一一年のモロッコ危機⁽¹⁾で、軍全体に緊張感が漲り、新兵訓練がにわかに厳しくなつたといふ。O. Graf zu Stolberg-Wernigerode, Die unentschiedene Generation, München und Wien 1968, S. 357, 442, Anm.
- (2) Cf. F. Fischer, Krieg der Illusionen, Düsseldorf 1969, S. 176f. (一九一一年一月一日付の参謀総長覚書き)
- (3) G. Ritter, Staatskunst und Kriegshandwerk, Bd. II, München 1965, S. 251.
- (4) N. Stone, Moltke-Conrad, in: The Historical Journal, Vol. IX (1966), p. 204.
- (5) F. v. Conrad von Hötzendorf, Aus meiner Dienstzeit 1906—1918, Wien 1922, Bd. III, S. 153, 670.
- (6) たとえば、参謀総長モルトケの一九一二年一月一日付の覚書 (Ritter, op. cit., S. 278)、同一年五月の覚書草案 (Fischer, Krieg, S. 580f.) 等をみよ。
- (7) K. v. Einem, Erinnerungen eines Soldaten 1853—1933, Leipzig 1933, S. 111; W. Groener, Lebenserinnerungen, Göttingen 1957, S. 84; Fischer, Krieg, S. 98f.
- (8) この日の話し合いにかんするヤーコウの手記 (一九一九年いこの時点での執筆) は、つぎに掲載。E. Zechlin, Motive und Taktik der Reichsleitung 1914, in: Der Monat, H. 209 (1964), S. 92f.
- (9) 参謀総長モルトケが予防戦争論者であつたか否かについては、Stolberg, op. cit., S. 319; Ritter, op. cit., S. 310ff. は否定的である。ただこの場合問題なのは、プロイセン軍人としては珍しいモルトケのベシミスティックな気質や心情ではなく、かれが参謀総長として、また参謀本部といふ機構のなかでなにを発言し、なにを提言しなければならなかつたかである。
- (10) 一九一三年の国防法案上程に先立つ、同年二月二十四日のプロイセン閣議での宰相 (首相) の発言 (H.-G. Zmarzlik, Bethmann Hollweg als Reichskanzler 1909—1914, Düsseldorf 1957, S. 66.)、三月の連邦参議院での同発言 (ibid., S. 80f.; Fischer, Krieg, S. 262.)、四月二十四日の帝国議会各党代表議員との予備折衝での宰相と外務長官の発言 (Fischer, Krieg, S. 264f.; E. v. Vietsch, Bethmann Hollweg, Boppard a. Rh. 1969, S. 154.) 等々。
- (11) 一九一四年六月二日のペンブルクの銀行家ヴァルブルク M. M. Warburg との会談で、皇帝は、ロシアの戦略鉄道建設の完成する一九一六年にはいずれにしろ戦争がさけられないのであれば、その前に待たずに戦争へうつていくべきではないか、と語つてゐた。A. Vagts, M. M. Warburg & Co., in: VSWG., Bd. 45 (1958), S. 353. 外相ヤーコウも、七月危機の直なか、駐ロンドン大使宛に同一主旨のことを書き送つてゐる。Die deutschen Dokumente zum Kriegsausbruch, Charlottenburg

1919, Bd. I, Nr. 72, S. 100. (本書は以下単に DD, I.)

(12) ベートマン＝ホルヴェークがロシアの工業力に将来への脅威を感じるにしたがうのは、一九一二年七月のロンドン旅行からのことである。Die Große Politik der Europäischen Kabinette 1871—1914, Berlin 1922ff., Bd. 31, Nr. 11546, S. 449. (以下単に GP, 31.) またリープラーの日記については、F. Stern, Bethmann und der Krieg, Tübingen 1968, S. 23.

(13) J. C. G. Röhl, Admiral von Müller and the Approach of War, 1911—1914, in: The Historical Journal, Vol. XII (1969), pp. 665f.; Der Kaiser... Aufzeichnungen des Chefs des Marinekabinetts Admiral Georg Alexander v. Müller, Göttingen 1965, S. 202. なお、W. Görlich 編になるメラー提督の日記・覚書集たる後者は、編者が重大な個所ではしばしば省略、改ざんをおこない、ために原文本来の意味が失われている場合が少なくない。前者はそのいくつかの点を指摘した注目すべき論稿。

(14) 十一月二八日の連邦参議院外務委員会での外相発言 (E. Jäckh, Kiderlen-Wächter, Bd. II, Berlin u. Leipzig 1924, S. 193ff. insb. S. 197f.)、十一月二日の帝国議会での宰相演説 (Schulthess' Europäischer Geschichtskalender, Jg. 1912, S. 243f.)。

(15) Röhl, op. cit., pp. 661—663; Der Kaiser..., S. 124f.; cf. Fischer, Krieg, S. 232ff.

(16) Röhl, op. cit., p. 673.

(17) Conrad, op. cit., S. 429f. なおこの間、海軍はキール運河拡張工事の未完成や艦隊建造目標の未達成などを理由に、イギリスをも相手とする戦争には一貫して消極的であった。

(18) Bayerische Dokumente zum Kriegausbruch und zum Versailler Schuldspruch, München u. Berlin 1922, Nr. 1, S. 113. かれは七月危機のもとで同様のことをリープラーに語っている。Stern, op. cit., S. 19, 21; K. D. Erdmann, Zur Beurteilung Bethmann Hollwegs, in: Geschichte in Wissenschaft u. Unterricht, Bd. XV (1964), S. 536.

(19) Jäckh, op. cit., S. 234; G. W. F. Hallgarten, Imperialismus vor 1914, München 1963, Bd. II, S. 262f.

(20) Fischer, Krieg, S. 131, 359f., 658f.; K. Stenkewitz, Gegen Bajonett und Dividende, Leipzig 1960, S. 296f., 298f.

なお Hallgarten, op. cit., S. 494f. は、社会民主党のベーベルが一九一一年十一月九日に帝国議会でおこなった演説について興味深い一場面を紹介している。ベーベル「...この戦争の背後には夥しい不幸、夥しい失業、大飢饉が控えている。(右翼の抗

言) 諸君はこれを否定しようというのか。」(右翼からの声、戦争ごとに事態はよくなるのだ!)

(2) cf. R. Graf v. Zedlitz-Trützschler, Zwölf Jahre am deutschen Kaiserhof, Stuttgart etc. 1924, S. 226.

二 戦争への精神的動員

日露戦争の経験をまつまでもなく、つぎの戦争は国民の総力をあげての戦いになろうとは、政府・軍部のひとしくみとめるところであった。一九〇五年一月にモルトケが皇帝に進講してみせた「国民戦争 Volkskrieg」も、同じ想定の上にたっていた。⁽¹⁾ かれはまた別の機会に、「国家の存亡を賭けての戦争は、国民の犠牲を厭わぬ賛同と精神の高揚を必要とする。」⁽²⁾ とものべていた。戦時国内体制は「挙国一致」の体制でなければならなかったのである。もとより当時の帝国当局者は、第一次世界大戦のさなか最高軍司令部の強力な戦争指導のもとに人的物的資源の根こそぎの動員がはかられた、いわゆる総力戦体制の実態を知るよしもなかった。いうなれば短期的電撃戦争が戦前の常識であり、戦時の経済動員計画の立案にあたっていた帝国内務省にも、それを上回る計画は当初よりなかった。⁽³⁾ 挙国一致体制といっても、せいぜい数ヶ月の戦争継続を可能とする国民動員体制が考えられていたわけで、政府の戦争指導下に国民大衆を精神的に結集せしめることが、帝国当局者のさしあたりの関心事であったようにおもふ。

この意味で一九一二年二月八日の軍部首脳会議での申し合わせは注目される。海軍内局長ミッラー G. A. v. Müller がその日のうちに宰相へ伝達したところによれば、それはこうである。「オーストリア・セルビア紛争によっておこる戦争にはドイツにとっても重大な国民的利益が賭けられていることを、新聞を通じて国民に説明しておく(必要がある)……ヨーロッパ大戦が勃発したときになって、いったいドイツはなんのためにこの戦争をやる必要があるのか、などと国民が自問してみるようであってはならない。むしろ国民はそうした戦争を考えることにあらかじ

め慣らされていなければならない。⁽⁴⁾」この日、戦争準備のために国民の精神的動員に本格的にとりくむことが決定された。独逸のいわば利益共同体的な関係を最大限強調する方向で世論操作にのりだすことが、帝国指導部の態度として確認されたのである。

一九一三年はじめに参謀本部第一部長のヴァルデーゼー G. Graf v. Waldersee とモルトケは、つぎの戦争は「ゲルマン民族対スラヴ民族の闘争 ein Kampf zwischen Germanentum und Slawentum」でなければならない、とオーストリア参謀総長のコンラートにたいし強調していた。⁽⁵⁾モルトケによれば、ドイツ国民が独逸一体の戦争にかんして完全な理解に達するためには、そうである必要があったのである。帝国当局者はこの「ゲルマン民族対スラヴ民族の闘争」という、明らかに人種論的なひびきをもつスローガンを意識的に世論のなかへもちこんだ。一九一三年四月七日の宰相の議会演説も、紛れもなくその底意は汎スラヴ主義の脅威を印象づけ、それ（つまりはロシア）への危機感をあおることであつたようにおもえる。⁽⁶⁾なるほど「子供じみた幻想」ではあるが、「ゲルマン民族対スラヴ民族の闘争」なる標語は、利益共同体としての独逸関係を吹きこみ、ロシアからの危険に警鐘を鳴らすにはうってつけのものと、皇帝も軍部もそして帝国宰相らも確信していたのである。⁽⁷⁾と同時に帝国当局者は、「国民が力を合わせ歓喜して武器を執れるように、開戦理由を定式化すること」（モルトケ）⁽⁸⁾にも注意をむけた。こんど帝国当局者は、戦争へのすべての責任をロシアに負わせるようにことを運ぼうとするであろう。⁽⁹⁾ロシアにしかけられた戦争、対ロシア自衛戦争のイメージづくりは、対英関係のうえからいっても望ましかったが、しかしそれは、ロシアへの恐怖と憎悪の感情を組織的に育成していた世論政策と齟齬をきたさないであろうか。

一九一一年のモロッコ危機らいドイツの国内には、帝国主義的膨脹にドイツの運命を賭けようとする、さまざまな色合いの排外主義的世論が、抗しがたい潮流としてすでに形成されていた。モロッコ交渉の結末に深い挫折感を味

わされるなかで、政府の外交にあからさまな不信と反感さえも抱くにいたった、一見野党的な対外強硬世論ではあるが、そもそもそれは、外務省の強力な世論操作によって急速に成長したものであり、そのご当局側の思惑をはるかにこえて、「力の外交」を要求する攻撃性をおびるようになったのである。⁽⁹⁾ むろんその先頭には、いわゆる中欧構想のヨーロッパ征服計画を公然とかたる全ドイツ派の姿があった。すでにこの派の主張と運動は、帝政の二大支配階級であるユンカーおよび重工業独占体に支持され、対外的世論の形成に侮りがたい影響力をふるうようになっていた。⁽¹⁰⁾ 帝当局者はその制御のきかぬ過激性を嫌いながら、なおかつその過激性から帝国主義的世論形成へのダイナミクをひきださざるをえない状態にはまりこんでいたといえよう。

一九一三年の前半は、先述の国防法案を可決にもちこむためのキャンペーンがはなばなしく展開されたが、もとよりそれには、戦争への心理的準備をいそぐ帝国指導部の企図が働いた。露仏との戦争はいずれにしろ逸れえないとする気分は、遅くともこの時期に国民の間にひろく根を張りはじめたといえるだろう。その反面、宰相・外務省筋の嘆きをよそに、全ドイツ派や国防協会等の国家主義的諸運動には、いっそうひろい活動の舞台が開けていったのである。⁽¹¹⁾ そして一九一四年春には、国内の対ロシア感情は決定的に悪化した。

將軍リーマン・リフオン・ザンデルス O. Liman v. Sanders を団長とするドイツ軍事使節のトルコ派遣問題、さらにロシア国会の穀物関税決議（四月九日）による関税戦争への兆しなどのため、客観的にも大戦前夜の独露関係は最悪の事態を迎えていた。そのちょうど三月二日、全国屈指の有力紙『ケルニツシェ・ツァイトウング』は、『ロシアとドイツ』と題する社説を掲載し、ロシアでの対独戦争準備の進展について「警報 Alarmruf」を発したのであった。たちまち国内は反ロシア的気分にあきまされ、右は保守党から左は社会民主党右派にいたるまで各新聞は、なんらかの程度反ロシア・キャンペーンの戦列に参加した。外務省や軍部がはじめからこれに関係していた疑いが濃いとされてい

るが、少なくとも表面に現われた帝国当局者の態度からは、国内世論の反ロシア・コースへの旋回を真剣に抑制しようとする意志は感じられない。五月一四日のヤーゴウの議会演説は逆に、反ロシア・キャンペーンの正当性を政府の立場から追認する結果になったのである。⁽¹⁴⁾

大戦前夜の帝国指導部は外交面では情報の独占によって事実上の報道管制を任意にとることができるといふ利点を最大限に活かして、ロシアとの戦争に容易に共鳴しうる世論をひろく育成することに成功した。いうまでもなくそれは、戦時挙国一致体制への不可欠の布石であった。だがそうした帝国当局者の懸命な努力にかげりのごとくつきまとった不安は、社会民主党とその指導に服する労働者大衆の動向である。滔々たる排外主義の流れに抗して、この帝国最大の大衆政党はなお反帝国主義の孤塁を守りつづけていた。帝国当局者はこの現実にとのような解決の道を用意していたのであろうか。そもそも帝国当局者には、社会民主党をふくめての戦時挙国一致体制の樹立が具体的に構想されたという事実があるのだろうか。

一九〇六年一月二六日にあの「血の日曜日」の一周年を祝うベルリン労働者のデモが平穏のうちにおわったとき、侍従武官長のツェドリツトウリチュラー R. Graf v. Zedlitz-Trutzschier は、大事にいたらなかったことを喜び日記にこうかいた。「犠牲を厭わぬ無私の支援を訴える『国民への呼びかけ』が、いつか重大な時局にはきつと必要となるのだから、(官憲の)あまりに力づくの処置は不都合だ。」と。⁽¹⁵⁾ またベートマン・ホルヴェークのもとで内務長官を勤めたデルブリュク C. v. Delbrück は、一九一一年にエルザス・ロートリンゲン自治憲法案の成立に社会民主党の手厚い協力をえた経験から、戦争にさいしても必ずや社会民主党の協力をえられる、との前々からの確信をいっそう固くしたという。当時皇帝にも、こんごともその観点にたつて社会民主党にたいする政策をすすめる旨を奏上し、了承をえたと戦時中にかき遺している。⁽¹⁶⁾ ここに紹介したふたつの証言をいちおう信頼するとして、それでは大

戦前の帝国指導部にあっては、このような見解はどれほどの一般性をもちえたのか。じつはデルブリュクは右のよう
にのべたあとに、その点で自分が長く孤立していたことをつけくわえているのである。

まず軍部にはツェドリツ・リッヒャー式⁽⁶⁷⁾の発想がまれな例外にとどまらざるをえない体質が支配していた。

総じて社会主義者鎮圧法の失効いごの帝国の治安政策は軍事的性格をつよめるのだが、反体制運動としての社会民主
党の取締りにもっとも強硬な立場を貫いたのも軍部であった。なによりも皇帝に忠実な軍人としてみずから帝政の支
柱たらしめた軍部にとり社会民主党はおよそ「和解や脱皮 *Mauserung*」をあてにする相手ではなく、「ただ剣を
まじえて闘う」⁽⁶⁸⁾しかない敵であったのかもしれない。労働者階級にたいしても軍部の信頼はうすかった。内外の危機
にそなえ軍隊の質⁽⁶⁹⁾をつねに健全にたもつためには、都市労働者からの新兵徴集は極力控えねばならないと軍部指導者
は考えていた。歴代の陸軍大臣が民主化された大衆軍隊の出現を恐れ、一般兵役制の完全実施はもとより平時兵力の
増員にも大戦直前まで消極的であったのも同じ理由からである。一九〇五年のロシア革命はそうした軍部に、「軍隊
の戦闘力 *die Schlagkraft der Armee*」の内部からの崩壊の恐れしやを痛感させた、同年末陸相アイネム *K. v. Einem*
は、社会主義的反軍思想とその宣伝活動の取締りに特別の立法措置を要求した。かれの提案にもとづき一九〇六年一
月から一〇月にかけて、政府部内で極秘のうちに「社会民主主義活動の防止措置」にかんする協議がすすめられた
が、最終的には立法措置は見送られた。そのさい社会民主党にたいする例外法そのものを疑問とする、内務長官ポザ
ドウスキ *A. Graf v. Posadowsky-Wehner* らのつよい反対があったことを銘記すべきである。特別の法律によっ
て社会民主党の反軍活動を取締まろうとする軍部の努力は一九一三年にもういちどくりかえされた。このときも目下
立案中の刑法改正案にその主旨をもちこむということで、特別立法は断念されたが、ここでプロイセン内務大臣ダル
ヴィツ *H. v. Dallwitz* が特例法の導入もやむなしとみとめ、その場合には「仕事場や家庭でのとくに危険な煽動行

為」をも規制の対象とするよう要求したことは注目される。⁽⁴¹⁾ このように戦前の軍部指導者もつとも力をいれたのは、現在厳格な軍律のもとになお健全な状態にある「軍隊の戦闘力」をそのまま維持すること、そのために社会民主党とあらゆる場であらゆる手段をもって闘うことであつたのである。⁽⁴²⁾

政府・文官当局者の場合は事情がやや違つていた。一八九九年のあの悪名高き懲役法案が否決されていらい、鎮圧法的手段による対決の政策にかわつていわゆる社会民主党を「脱皮させる政策 *Mauserungspolitik*」が、ビュローウ *B. Fürst v. Bülow*、ベートマン・ホルヴェークの時代を通じて帝国政府の基本路線となつた。この間帝国宰相を側面から強力に支えたのが、社会政策立法の主務官庁すなわち帝国内務省である。しかし宰相・内務省筋は、この社会民主党を「脱皮させる政策」を帝国の全政策体系のなかに積極的にくみこみ、組織的にこれを推進することにはけつして成功しなかつた。⁽⁴³⁾ またその意欲にもかけたことは、たとえばベートマン・ホルヴェークのプロイセン選挙法改正問題への消極的なとりくみ方が端的なものがたつてゐる。そうすることはおそらく、ユンカー・重工業の支配階級全体と対立するばかりでなく、軍部と官僚という権力機構そのものを敵に回すことになつたろう。一九一一年にはかれ宰相の口から、「遅かれ早かれきつと社会民主党の協力をもとめなければならなくなろう。」という言葉がもれるようになったといふ。⁽⁴⁴⁾ ただそのかれも、こうした事態がいついかなる状態でおとずれるのかは予測外のことであつたに違ひない。

戦前、帝国指導部にあつては戦時挙国一致体制の樹立は暗黙の了解事項であつた。しかしそれに社会民主党Ⅱ労働運動をどうくみこんでゆくかという問題が、具体的に検討された形跡はまったくない。少なくとも軍部はそうした問題に積極的にこたえうる主体的基盤を欠いていた。そこでつぎにやや視点をかえて戦争勃発時における社会民主党への取締り対策がどのように論議され、それにかんするどのような計画があつたのかをみることにしよう。

- (1) H. v. Moltke, *Erinnerungen—Briefe—Dokumente 1877—1916*, Stuttgart 1922, S. 308.
- (2) 一九一三年一月一〇日付のコンラート宛書簡。Conrad, op. cit., S. 146; cf. Zedlitz-Trützschler, op. cit., S. 195.
- (3) C. v. Delbrück, *Die wirtschaftliche Mobilmachung in Deutschland 1914*, München 1924, S. 66, 70.
- (4) I. Geiss, *Julikrise und Kriegsausbruch 1914*, Bd. I, Hannover 1963, S. 45; Röhl, op. cit., p. 664.
- (5) Conrad, op. cit., S. 88, 146f.
- (6) *Deutscher Geschichtskalender*, Jg. 1913, Bd. I, S. 231ff. この日のベートマン＝ホルヴェークの演説にたいする新聞の反響と、その果たした客観的な役割については、Kl. Wernecke, *Der Wille zur Weltgeltung*, Düsseldorf 1970, S. 208ff.
- (7) Stone, op. cit., p. 214. ドイツの官廷筋がこれを単なる操作的概念としてみるだけでなく、これによい内面的な共感を覚えていたことについては、開戦直前の一九一四年七月二六日付の駐ベルリン・バイエルン代理公使の報告を見よ。Bay. Dok., Nr. 29, S. 141.
- (8) 皇帝については、GP. 34—II, Nr. 13282, S. 811.
- (9) モルトケの一九一二年十二月二一日付覚書。Wernecke, op. cit., S. 182; Fischer, *Krieg*, S. 254.
- (10) cf. Fischer, *Krieg*, S. 294ff., etc.
- (11) この間の事情について詳しくは、Wernecke, op. cit., S. 11ff., insbes. 66, 77f., 138.
- (12) 後年ベートマン＝ホルヴェークは、対外政策の問題についてはすでに一九〇九年の時点で、全ドイツ派の主張が保守党と国民自由党をとらえていたと回顧している。Th. v. Bethmann Hollweg, *Betrachtungen zum Weltkrieg*, Bd. I, Berlin 1919, S. 23.
- (13) Wernecke, op. cit., S. 193ff. 宰相・外務省筋が全ドイツ派にみられる盲目的な排外主義を口汚くののしっていたことは、多くの史料が立証している。これは、戦前の帝国当局者が全ドイツ主義の思想的影響圏外にあったことのアリバイであるよりは、むしろこの過激ナショナリズムの暴走をじゅうぶんに制御しえなかったことへの嘆きであり、そこからくる焦燥感の表現ではなからうか。cf. P.-C. Witt, *Die Finanzpolitik des Deutschen Reiches von 1903 bis 1913*, Lübeck u. Hamburg 1970, S. 372; Vietzsch, op. cit., S. 133f., 143, 154f.
- (14) Wernecke, op. cit., S. 244ff.; Fischer, *Krieg*, Kap. XV.—XVII.

危機感をあたえた。この当時、ヴィルヘルム二世が軍部をおさえて、断固として戦争をさけようとしたのも、かれによれば社会主義革命への不安がその理由であった。そうした皇帝の態度のうらには、ロシア革命からうけた衝撃の深さがはつきり読みとれる。⁽¹⁾ 少なくともロシアでの経験から帝国の最高当局者たちは、戦時における社会主義者とその組織の出方が、戦争政策全般に決定的な影響をおよぼすことをあらためて痛感させられたにちがいない。たまたま一九〇五年十二月七日の帝国議会では社会民主党のベーベルが、戦争問題に関連して「あなたがたはドイツの労働者階級の協力なしには戦争にうってでることはできない。かれらがいうことをきかなければ、あなたがたは戦争に負けるのだ。」⁽²⁾ といったのけたが、このようなロシア革命への共感もまじえた発言は、将来の戦争政策にたいする当局側の懸念をいやがうえにもかきたてずにはおかなかった。こうして一九〇六年春から政府部内で秘密裡にすすめられた、社会民主党にたいする弾圧立法準備のための合同協議においても、プロイセン法務省と内務省のたつての要請にもとづき、「国土防衛等のために軍当局によってとられる措置を妨害せんとする大衆蜂起の煽動」という一項目がとくに設けられ、戦争勃発時における社会民主党対策が協議の対象とされたのである。⁽³⁾

このときの合同協議が結果的にはひとつ具体的な成果をうむことなく終わったことはすでにふれた。しかしそのさい、開戦時の社会民主党対策の問題は興味深いあつかいをうけたのである。合同協議会の席上、プロイセン内務省のブランド F. A. v. Brandt 書記官は、さきのベーベルの議会演説なども指摘しながら、動員時または宣戦布告時に社会民主党による妨害活動（サボタージュやストライキの煽動）がじゅうぶん予想されること、したがってこれを取締るためにあらかじめ刑法改正などの立法的措置を講じておく必要があることを熱心にといた。これにたいして軍側の反応は意外と冷淡なものであった。陸軍省と海軍省の代表者はいずれもこの問題について特別に立法的措置を講ずる必要をみとめず、けっきょくこうした軍側の消極的な意向がこの問題の検討をうちきらせる格好となった。も

ちろん戦争政策にかんする文官側の懸念を軍部がともにしなかったわけではない。ただ陸軍省のミッラー F. Müller 参事官がかたっていたように、軍部は開戦時の社会民主党対策としては戒厳令の活用でたりとみていたのである。開戦時の妨害活動にたいして刑法規定の強化でもって臨もうとする文官側の提案にたいし、軍部が治安法体系のなかでも特異な、いわば例外的な位置をしめる戒厳令に全面的に依拠する方針を貫いたことは注目に値する。⁽⁴⁾

いうまでもなく戒厳 Belagerungszustand od. Kriegszustand は、戦時もしくは事変の危機的状況下において既存の支配機構を維持し強化するために、軍隊という国家のもつ物理的強制力を背景に発動される非常手段である。それはなににもまして、軍隊が国内治安体制の最後のそして最大の拠点であることを象徴的に暴露する。ところで帝政期、正確には一九一五年末までのドイツには、帝国憲法第六八条の規定により一八五一年六月のプロイセン戒厳法 Gesetz über den Belagerungszustand がそのまま効力をもった（ただしバイエルン邦は除く）。帝国憲法下では戒厳は皇帝の統帥事項とされ、戒厳の実施にあたつて皇帝は議会からいっさい制肘をうけないものと考えられていた。ひとたび戒厳が宣告されれば全執行権力は各軍司令官（通常は軍団司令官 der Kommandierende General）に移譲され、必要とみとめられる場合には戒厳司令官は憲法の若干の条文（身体⁽⁵⁾の自由、住居の不可侵、言論・表現の自由、集会・結社の自由など基本権にかんするもの）を一時失効させることも可能であつた。このように軍が全執行権力を掌握し、体制的秩序維持の前面にたつという緊急事態は、一八九〇年から大戦直前まで現実にはいちども発生しなかつた。しかし権力の中枢部においては、戒厳を前提におく治安対策の要求や計画立案の動きがこの時期をつうじてたえることがなく、そのなかでも軍部がもっとも能動的で、つねに中心的な役割を演じる立場にあつたことはいうまでもない。

一八九〇年九月に社会主義者鎮圧法が効力をうしない、そのこの社会主義的労働運動にたいする弾圧立法の試みが

ことごとくに挫折するという情勢のもとでは、軍部をはじめ帝国最高首脳部にとって、体制の不安を回避しこれを予防するためには、このされた最後の切札といえ、戒厳令においては、なればこそ、鎮圧法の満期失効いらい各軍団司令部を中心にして、戒厳実施の基準や具体的な治安出動計画がくりかえし練られ、その細部にいたるまで検討がくわえられていたのである。そのさい一八九〇年三月に陸軍大臣の発した指令がながく参考に供せられたが、それには、軍司令官が独自に臨時戒厳の宣告権を有することのほか、戒厳宣告にともなう憲法条文の一部停止、不穏分子の予防検束、新聞の発行禁止、さらには騒擾制圧の心得などが指示されていた。⁽⁶⁾一九〇七年に参謀本部第二戦史課がまとめた『反乱都市での戦闘』という文書は、その結論の部分でもっとも効果的な内乱制圧の方式にふれながら、戒厳状態の即時樹立を必須の条件としてあげた。⁽⁷⁾この文書が指針となり、その各軍団司令部において戒厳の実施要綱がきめられ、制圧行動の基本姿勢とその細目が確定されたようである。⁽⁸⁾

いまはその具体的な内容にまでたちいる余裕はないので、行論上必要な点だけを指摘するにとどめる。一、この段階では戒厳令の発動がもたら内乱時の対策として考慮されているが、軍部としては内乱時も戦時もそのあつかいになんら原則的な違いをみとめるものではなかった。内乱制圧のために戒厳令にもとづいてとられる非常措置、たとえば基本権停止、予防検束、新聞発禁などはとうぜん戦時の場合にそのまま適用されるとみてよかった。二、いずれにしろ軍部が戒厳下にまっさきに、しかも徹底的に取締るべき対象とにらんでいたのは、つねに社会主義者とその組織であった。戒厳宣告の曉には軍部として最強度の弾圧にでるかまえたのである。三、さらに注意すべきは、戒厳令の実際の運用がほとんど戒厳司令官の自由裁量にゆだねられていたことである。さきの参謀本部の文書も、戒厳にはいれば軍司令官は自己の責任において、「上級および同等の関係官庁からの」影響をうけることなく、「純軍事的な観点」からことを処理することができると記していた。軍事的判断や要請が行政政府のもとめる政治的配慮を圧倒

し、独走するとうケースがまず確実に予想できた。

こうみてくると、軍部が開戦時の社会民主党対策として戒厳令の活用にそれなりの自信と成算をもちえたのもうなずける。すでに一九〇六年から〇八年にかけての時点で、戦時にそなえ戒厳宣告とともに逮捕すべき社会民主党幹部のリスト（いわゆるB-リスト）が作成され、その後も最新の情報にもとづいてリストの補正がつづけられた。⁽⁹⁾ 一九一二年には陸軍大臣が、非常事態宣言 *Erklärung der drohenden Kriegsgefahr* ないし動員開始と同時の逮捕をも考慮するよう指示し、これによってたとえばヴェストプロイセン州総督と第二、第一七、第二〇軍団司令部との間で、社会民主党幹部の検束その他についての具体的なとり決めが協定されている。⁽¹⁰⁾ また一九一一年、一二年中に軍部のつよい圧力で、宣戦布告にあたり全国をいちりつに戒厳状態におくことを、文官当局も諒承するにいたった。⁽¹¹⁾ こうして戦争政策の一環としての戦時治安対策の準備作業は、圧倒的に軍ペースですすめられていたといわざるをえない。だが、ヨーロッパ戦争の危険が現実の身にせまって感じられるようになるにつれて、戦時治安対策の軍事優先の傾向にたいして文官側もしだいに危惧の念をつよめはじめた。

あたかも一九一〇年九月、社会民主党の中央機関紙『フォアヴェルツ』に第七軍団の軍団命令（一九〇七年四月三〇日付）全文がすっぱぬかれ、戒厳時には軍部は憲法の保障する帝国議会の議員特典すらも無視して指導的社會主義者などを逮捕する覚悟であることがはじめて世に知れ、ひとびとに衝撃をあたえた。帝国議会の抗議はともかく、議会にたいして戦争政策への協力をもとめる立場にある帝国政府にしてもこれは放置しえない事態であった。こうして陸軍省、帝国法務省、宰相の三者による協議がなされた結果、軍団命令の問題の個所は削除されることにきまったが、そのごも帝国議会議員の保護拘禁のとり扱いをめぐることは、軍当局と法務省筋との間で完全な意見の一致がえられることはなかったようである。⁽¹²⁾ 同じく戒厳令による授權が自動的に憲法停止の権限にまでおよぶかどうかについても、

南ドイツ諸邦の政府内にかんがりの異論があつた。一九一二年一月制定のバイエルン戒厳法は、そもそも基本権への規制の条項じたいをもたない。⁽⁴⁴⁾一三年にはバーデン邦政府も、基本権の停止にはあらかじめ皇帝の緊急命令などが発せられるべきだとの主張を陸軍省にたいして頑強におしとおした。⁽⁴⁵⁾このように軍部の行き過ぎをチェックしようとする文官側の鋒先は、やがて開戦時の社会民主党にたいする予防的、先制的取締方針にむけられていく。

一九一三年一〇月ブランデンブルク州総督がプロイセン内務大臣ダルヴィツにたいしておこなった申し入れは、まさしくそのようなものであつた。かれはいう、おそらく戦争の危険が切迫しても社会民主党は「さしあたり平静をたもち、はじめから人心攪乱的な動きにでることはあるまい。」⁽⁴⁶⁾にもかかわらず、動員令や非常事態宣言の段階でいきなり同党新聞の全面的規制を強行することは、「政治的にとりかえしのつかぬ一大失策」をおかすことになる。言論への取締の効果は期待できないし、かえって社会民主党の敵対的な態度をさそひ、帝国議会において帝国政府は多大の困難に直面しよう。この困難をさけるには「社会民主党新聞のあつかいにもっと慎重で、さしあたり成行きを待つ」ことが必要である……と。⁽⁴⁷⁾いまからいえば、州総督が開戦時における社会民主党の出方についてくだした判断はかなり正確である。当時そうした判断が当局側に一般的であつたとはとうていおもえない。しかしその点での判断がどうあれ肝心なのは、ブランデンブルク州総督と同様におそらくは帝国の最上層部にあつても、予防的、先制的な取締規制がかえって戦時挙国一致体制の確立と安定に重大な障害になりうると、真剣に憂慮されはじめていたであろうことである。帝国指導部における戦争準備がすこしでも具体化すればするほど、社会民主党（そしてまた自由労働組合）の中央集権化された大衆的組織や全国にひろがる報道機関網が、体制づくりに無視できない要因としてクローズ・アップされてくることはとうぜんである。戦時国内体制の編成にそれらをどうくみこんでゆくかという高度に政治的な問題とからまって、その処遇が当局側の重大な関心事とならざるをえない。⁽⁴⁸⁾その処遇をしくじれば戦争政策の全局面が

危険にさらされようと、社会民主党新聞にたいする性急な弾圧をいましめるブランデンブルク州総督は言外に匂わせ
た。最高当局者の多くもまた、強権発動をはやまって労働運動の諸組織を最初から戦争政策に敵対的な方向へと追い
やるような事態だけはさけるべきだ、とする意見にかたまりつつあったのではなからうか。

軍部のなかでは、この政治的にきわめてデリケートな問題にたいしてもっとも鋭敏であったのはやはり陸軍省であ
る。一九一三年一月ときの陸軍大臣ファルケンハイン E. v. Falkenhayn は、各軍司令官が強硬な態度をくずし
ていない現状に格別の注意をうながしながら、社会民主党の戒厳下でのとり扱いを全国的に統一するよう、文官当局
側につよく要望しており、陸相じしんとしては「さしあたり成行きを待つ」ことに同意するとのべられていた。⁽⁶⁷⁾こ
て翌年五月に陸軍大臣の発した指令は、非常事態宣言および動員令とともにただちに社会主義者の逮捕にふみきるこ
とは見合わせるようにとの勧告であった。⁽⁶⁸⁾これよりさき第八軍団司令官とライン州総督との間でも同様な主旨の申し
合わせがなされているところから推して、少なくとも社会民主党幹部の予防検束の件にかんしては、軍部の既定方針
がやや緩和される傾向にあったことはいなめない。けれども、臨時戒厳の宣告権を有する軍司令官（軍団・要塞・衛
戍司令官）などのレベルにおいても、開戦時の社会民主党対策をそのような方向で修正しようとする気運がすでに支
配的であったかのように速断してはならない。いぜん軍部の大勢としては、戦時戒厳は社会民主党との関係を一挙に
清算しうる絶好のチャンスと考えられていたし、それを貫徹する意欲においてもいささかの動揺もみられなかったと
いふべきであろう。

このように戦時治安対策をめぐる軍部と文官当局とは明らかに意志の疎通を欠いたが、一九一四年七月二日におそ
らくサライエヴォ事件いこの事態の急変にうながされて、急遽関係四省の参事官会議が開かれ、「戒厳宣告時の社会民
主党の処置」について統一方針がうちだされることとなった。⁽⁶⁹⁾この会議では予想される戒厳下での措置がすべて検討

に付されたが、けっきょく社会民主党のとり扱いにかんする具体的な方針はきまらず、最終的な結論はこんどの協議にもちこされることとなった。ところでこの会議でめだったのは、戒厳令の運用について文官側からかなり率直な意見がだされていたことである。たとえば帝国内務省の代表にいわせれば、ブランデンブルク州総督とベルリン地区最高司令官との間でなにが協定されたかも知らず、帝国宰相がまったくつんば機嫌におかれていた現状では、戒厳宣告時の社会民主党の処置を全国的に規律づけることなどはおよそ不可能だという。文官側の意向としては、戒厳令の実際運用にはせめて宰相が一定の統制権を留保すべきだという期待がつよかった。会議の最後に提案がなされ、「軍司令官は、然るべき抑圧措置を講ずる場合には、事前に帝国宰相の諒解をもとめる」こととし、それを明文化した勅令をおおぐことが諒承されたが、これはたしかに文官側のひとつの成果ではあった。陸軍省側もそのような勅令の必要性をいちおうはみとめた。しかしそれはあくまでも、戒厳司令官の自由裁量権を完全に留保したうえで譲歩にすぎず、かりにも戒厳司令官が勅令の規定にしばられて迅速な行動を妨げられるような事態は、陸軍省の断じて容認するところではなかったのである。

七月二日の会議も、軍部の主導する戦時治安対策のありかたに明確な歯止めとなるような方針をうちだすことはできなかった。もとより統帥権独立を憲法的原理とするドイツでは、戒厳状態はいわば国務にたいする統帥の優位が全面的に貫徹する体制である。それだけに文官側の努力にも、憲法上の制約からくる一定の限界がつねにつきまとうざるをえない。しかしその限界を承知のうえで文官側は、軍部の強硬方針を極力抑えにでる必要があった。労働運動の諸組織を戦時国内体制に積極的に編入してゆける見通しやその計画がすでにあつたとか、戦争にたいする社会民主党の出力をすっかり樂觀していたとかいうのではない。少なくとも戦時の挙国一致体制をめざすうえで動員可能な要因が社会民主党の側にのこされているかぎり、それとの間の無用な摩擦はできるだけ避けねばならない、というのが宰

相および帝国内務省近辺の見解であった。七月二日の会議で文官側が軍部にもとめたのは、そうした高度の政治的な判断にもとづく弾力的な対応姿勢であり、そのための保障であったといえる。文官側はけっして統帥権の壁をつき破ろうとしたのではないけれども、ここにはしなくも国務と統帥の矛盾が露呈する。シュリーフェン作戦計画の完遂を至上命令とする軍首脳部は、その意味で開戦前後の治安維持をとくに重視した。社会民主党対策としてどんな方針がきまるにしろ、軍部の行動の自由だけは確保し、部外者の容喙を絶対に許そうとしなかったのも、そのような軍事戦略上の判断と無関係ではない。こうして開戦時の社会民主党対策について一致した方針がでぬままに、帝国政府指導部は七月危機をむかえる。

- (1) 一九〇五年十二月三十一日付のビューロウ宛書簡のなかで、皇帝はこう述べている。「社会主義者がいるために、市民の生命と財産を著しく危険にさらすことなしには、国外へ一兵たりと派遣することはできない。まず社会主義者を射ち倒し、首を刎ね、無害にせよ、必要とあらば殺戮によつて。対外戦争はそれからのこと。しかしそれ以前であつてもならぬし、周章でもない。」 Akten zur staatlichen Sozialpolitik 1890—1914, hrsg. von K. E. Born u. P. Rassow, Wiesbaden 1959, Nr. 88. S. 245f.; Einem, op. cit., S. 114; Fischer, Krieg, S. 100f.
- (2) Archivalische Forschungen zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung, hrsg. von L. Stern, Berlin 1955, Bd. 2/1, S. 129f.
- (3) ibid., Bd. 2/1, S. 155, 176; Bd. 2/2, S. 156, 157f., 168.
- (4) 一九〇六年一月から五月まで都合四回の会議がもたれた。ibid., Bd. 2/1, S. 220ff.; Bd. 2/2, S. 170ff., 195ff., 204ff.
- (5) 一八五一年のプロイセン戒厳法もふくめて、第一次世界大戦中までのドイツの戒厳令問題については、つきを参照。H. Boldt, Rechtsstaat und Ausnahmezustand, Berlin 1967. 帝国憲法第六八条の規定では、戒厳の要件と効力にかんする帝国法律が後日発布されることになっているが、その立法化は大戦までなされなかった。ibid., S. 119, Anm.; Delbrück, op. cit., S. 99.
- (6) 陸軍大臣の指令草案は、J. C. G. Röhl, Staatsstreichplan oder Staatsstreichbereitschaft? in: HZ, Bd. 203 (1966), S. 623f. に掲載。この陸相指令は一九〇八年十一月まで効力をもったといふ。W. Deist, Die Armee in Staat und Gesellschaft

1890—1914, in: Das Kaiserliche Deutschland, hrsg. von M. Stürmer, Düsseldorf 1970, S. 317f.

- (7) 同文書は、Deist, Armee, S. 318; Militär und Innenpolitik im Weltkrieg 1914—1918, hrsg. von W. Deist, Düsseldorf 1970, Bd. I, S. XXXVf. この文書には「一九〇五年のモスクワ蜂起」の綴りがあり、すでにロシア革命の経験がじゅうぶん踏まえていた。
- (8) 一九〇七年四月の第七軍団命令と、一九〇八年一月の第四軍団の治安出動『規則』の二例が今日まで知られている。前者の全文は、D. Fricke, Zur Rolle des Militarismus nach innen in Deutschland vor dem ersten Weltkrieg, in: ZfG, Jg. VI (1958), S. 1302—5. による。後者については、Deist, Militär, S. XXXVII. 参照。
- (9) Deutschland im ersten Weltkrieg, hrsg. von F. Klein, Berlin 1968, Bd. I, S. 127; D. Groh, The 'Unpatriotic Socialists' and the State, in: Journal of Contemporary History, Vol. I (1966), p. 171.
- (10) Schellenberg, op. cit., S. 29f.
- (11) Deutschland im ersten Weltkrieg, Bd. I, S. 129; Deist, Militär, Dok. 1, S. 3.
- (12) Fricke, op. cit., S. 1305ff.; Deist, Militär, S. XXXVIII., 239, Anm.
- (13) くやハスハ戒厳法は、Boldt, op. cit., S. 271ff. に収録。
- (14) Deist, Militär, Dok. 2, S. 4ff.
- (15) Dokumente und Materialien zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung, Reihe II, Bd. I, Berlin 1958, Nr. 2, S. 9f. (以下単に DM.)
- (16) Cf. Delbrück, op. cit., S. 87. たゞでは戦時下の労働力確保に労働組合の協力を必要とすることが認識されていた。
- (17) W. Wittwer, Streit um Schicksalsfrage, Berlin 1964, S. 136; E. Zechlin, Bethmann Hollweg, Kriegsrisiko und SPD 1914, in: Der Monat, H. 208 (1966), S. 25.
- (18) Schellenberg, op. cit., S. 30.
- (19) Deist, Militär, Dok. 78, S. 185ff.
- (20) Schellenberg, op. cit., S. 31f. なお、その直前の六月二七日にも会議がもたれているようであるが、五月にいらぬ内務長官の予定だったものにはならなかった。Groh, op. cit., p. 171.

Delbruck, op. cit., S. 32. は、そのように記している。

四 七月危機と「城内平和」の確立

一九一四年六月二八日のサライエヴォ事件発生から八月一日の対ロシア宣戦布告にいたるまでの、つまり七月危機におけるドイツ帝国政府の行動とその評価は、いわゆるフィッシャー論争のうちでも核心的な部分をなしている。現在でも論争はかならずしもおわってはいないし、とくに戦争目的に関連した部分ではフィッシャー学派と伝統的アカデミズム史家の見解はいぜん平行線をたどっている。しかし、七月危機時のドイツ政府が一貫してオーストリア＝ハンガリー政府に対セルビア強硬路線をとらせ、意欲的にヨーロッパ戦争への道をきり開いていったとする見方では、ほぼフィッシャーの主張がうけいれられ、それはこの論争の貴重な成果として新しい定説の座につきつつある。⁽¹⁾ここでは、フィッシャー論争の内容に即して当時のドイツ政府の政策の全体像を明らかにすることは断念しなければならぬが、すでに論争の過程で、七月危機における帝国首脳部の行動が国内世論とりわけ社会民主党の動向にたいする懸念と配慮によって深く規定されていたことが注目をうけており、その面での成果もてがかりとしながら、本稿の主題にたち戻ることしよう。

七月五日オーストリア＝ハンガリー帝国のホース A. Graf v. Hoyos 特使が、当面のバルカン情勢にかんする政府覚書と皇帝親書を携えて来独するが、これを持ってドイツ最高首脳部は、オーストリアに対セルビア強硬政策（つまりは対セルビア開戦）を懲應し、これを無条件に支援する決意をかためた。それはヨーロッパ戦争の可能性をも計算にいたれた決断であった。同時に帝国宰相と帝国内務省筋においていまや九分どおりさけられなくなった全面戦争に備え、挙国一致体制の樹立をめざす工作活動が極秘のうちにスタートしていた。

従来の経過からみてかれらが第一に力をいれたのは、七月二日の会議でも結論のなかった戒厳令にかんする明確な運用規程を早急に定め、社会民主党対策に統一的な方針をうちたてることであつた。七月一八日ベートマン・ホルヴェークはプロイセンと帝国の関係大臣、國務長官宛に回状をまわし、「社会民主主義者、ポーランド黨員さらにデンマーク黨員の処遇にかんする方針」を大至急準備するための合同會議を提唱した。⁽²⁾ そのなかでかれは従来の主張をさらに一步すすめて、動員布告と同時に帝国全域を戒厳状態におくことについて疑問をのべ、再検討の必要をといふ。

「この措置は、愛国的心情の一体性と深さと強さにとって不幸な結果をまねくかもしれない。たとえそれが軍事的面ではおそらく有益であろうとも、政治的精神的な面でまねくかもしれない損失と比べて釣合ひのとれるものではない。」と。これは軍部主導の戦時治安構想に重要な変更をせまるものであつた。宰相の提案にもとづきデルブリュクが會議の手筈をととのえる間に、七月二三日オーストリアの対セルビア最後通牒が発せられ、予想どおり情勢はにわかに險惡の様相を呈した。このように緊迫した空氣のなかで開かれた七月二四日の會議では、宰相提案が軍部の頑強な反対に出会つたのはとうぜんである。そのような提案は、軍部が長年にわたって練りあげてきた動員計畫を、その実施まぎわになつて改めよというに等しい、と參謀本部と陸軍省の代表はつっぱねた。動員計畫を盾に全国一斉戒嚴を貫こうとするこの軍部の反論には、文官側も押しきられるはかはなかつただろう。これにたいして、戒嚴宣告による社会民主党幹部の即時逮捕の方針は最終的に放棄された。⁽³⁾ その夜さっそく陸軍大臣より各留守軍団司令官宛にその旨の電報がうたれたが、翌七月二五日にはあらためて陸軍省は、「重戒嚴の宣告にさいしてとるべき処置にかんする方針」を軍部各関係方面に通達し、新聞および政党指導者のとり扱い、人身の自由、結社および集会権、軍法會議の四項目についてそれぞれ規程的な指示をあたえたのである。⁽⁴⁾

明らかにこの「方針」には、戦時挙国一致体制を推しすすめるうえでの政治的な配慮がかなりの程度に反映してい

る。戒嚴司令官による執行権力の行使に一定の秩序と統一を要求している点はともかく、とりわけ社会民主党や少数民族政党にたいして予防的先制的な方向で抑圧的非常措置をとることを極力いましめていた点、その端的なあらわれである。その反面、陸軍省はこの「方針」をどこまでも参考資料としてあつかい、「大元帥陛下にのみ責任を負う軍司令官の決定の自由」をおかすものではないとことわっている。社会民主党や少数民族政党の動向を嚴重に監視し、不穩な動きがあればただちに規制せよ、と指示している点とあわせて記憶されなければならない。軍部全体がこの「方針」に忠実にしたがうという保障はどこにもなかったわけである。現に七月二六日にも宰相は、将官のなかにはまだ社会主義者の逮捕を要求する声があるのを知り、驚きの色をみせていた。⁽⁵⁾かれは軍部をだしぬくために先手をつてであろうが、そのことはいますこしあとのべる。

七月危機のもとでベートマン・ホルヴェークが、社会民主党の出方にどの程度の不安を懷いていたかは定かでない。いずれにしてもかれが、社会民主党をもふくむ挙国一致体制の樹立を志向し、終始一貫その実現に努力したことはたしかである。七月二三日に宰相は腹心のリーツラーに、ロシアによって挑まれた「防衛戦争」だけが国民を一致団結させるであろうともらしたというが、これこそまさに七月危機の全期間をつうじて、ドイツ帝国首脳部が挙国一致をめざすうえで堅持した基本的な認識だったのである。

そのことは、ホヨス特使の訪独いご対露開戦にいたるまでの、ヴィーン政府にたいする態度のうちにはっきりとみてとれる。一方では、オーストリアに対セルビア強硬路線を貫かせるためにたえず圧力をかけながら、他方では、隠された真の意図、その現実の行動とは裏腹に、ドイツが戦争を欲しているかのごとき疑惑をもたれないように、帝国首脳部は神経をすり減らさなければならなかった。たとえば、七月二七日いこうの大詰の段階でかれらは、活発化するイギリスの調停工作にたいしてヴィーン政府が完全にこれを黙殺することのないようはからねばならなかった

し、同時にまた、オーストリアにたいして対セルビア軍事行動の開始をいそがせ、さらには対ロシア総動員の断行をせきたてる努力も怠るわけにはいかなかったのである。⁽⁷⁾ ヴィーン政府にたいするこの一見あい反する働きかけも、すべてはドイツの戦争責任を回避し、是が非でもロシアを全面戦争の元凶にしたてあげんがための懸命な努力のあらわれであつた。国民の目の前でその反応を、そして社会民主党の反応をみきわめつつ演出されたこの一大擬装劇は、さらにつぎつぎと舞台を移しながらぬかりなく繰り広げられてゆく。

七月二九日から八月一日にかけて、非常事態宣言および総動員令の時日の決定をめぐる、帝国宰相と軍最高部とのやりとりはその重要なひとコマである。軍事作戦面での準備におくれをとりたくないとする軍部の衝きあげにたいして、宰相はロシアが先行するのを待つとがんばつた。はやまれば戦争の責任はドイツがかぶることになり、それでは国内世論の支持をうしなう恐れがあるというのであつた。ロシアの総動員令の確報がはいる七月三十一日正午まで、ともかく宰相は非常事態宣言をおさえることができたのである。⁽⁸⁾

こうなると、帝国指導部の世論操作にも微妙な配慮がもとめられてくる。一九一一年のモロッコ危機いらい、かれらはこの面で一種の挫折感をもちつづけている。それだけに戦争を決意したいま政府当局筋では、世論を刺激することにはほとんど臆病なまでに慎重になっていたのである。例によって政府当局者は、全ドイツ派流儀の剣きだしの排外主義には一線を画する態度をとつた。宰相が皇太子の軽卒な言動に嚴重な警告を発したのもそのためである。⁽⁹⁾ 七月二四日頃から首都ベルリンを中心に、オーストリア支持の愛国派のデモが自然発生的にはじまったが、政府当局筋は一面これを歓迎しながら、他面やはり警戒の色を濃くした。かれらがつくりあげようとする対ロシア防衛戦争という虚像は、そのようなデモの無統制な高揚によつても、容易にくずれうるた、ちのものであつたからだ。実際、愛国派のデモは反セルビア的、反ロシア的なものにエスカレートしはじめていた。⁽¹⁰⁾ 七月二六日に宰相は、北海旅行からの皇帝の

帰還をきっかけに愛国派のデモが暴発するかもしれないとの理由で、帰還先をポツダムに変更するよう皇帝に懇望するのであった。⁽¹¹⁾

以上のようにロシアの責任において戦争をむかえるというお膳立てが、帝国指導部において着々とすすめられている間に、社会民主党の側もすでに動きだしていた。というよりも、七月二四日にオーストリアの対セルビア最後通牒の報に接し、はじめて党指導部は事態の重大さに気づき、とりあえず二五日に幹部会声明が発表され、オーストリアの挑発的態度に抗議し戦争に反対する大衆集会の開催が呼びかけられたのである。この慌しさ、それになによりもドイツ政府に紛争への平和的介入を期待する幹部会声明の内容から推して、帝国指導部の舞台裏工作がまったく察知されていらないことは明白であった。それはとにかく、党の呼びかけた大衆集会は、七月二五日から三〇日まで全国各地で連続的にもたれ、これに結集したものの延べ約五〇万人を数えたという。総じていつもながら統制のよくとれた大衆行動であったが、一部には当局の禁止を無視して街頭デモが強行され、警官隊との衝突も生じていた。⁽¹²⁾

むろん政府当局者はこの事態に無関心でいたわけではない。七月二九日にこの報告をうけた皇帝は、ある文章の末尾に、社会民主党の狼藉がこれいじょうつづくなら、戒厳を布いて指導者を一網打尽にしてくれるとかきこんでいた。⁽¹³⁾ 軍部においても強硬意見がでていたことはすでにのべた。だがそうした動きの機先を制するかのよう、宰相と内務省筋は、はやくも七月二五日に社会民主党指導部との接触を開始していたのである。

この日宰相の内命をうけたデルブリュクは、社会民主党右派の有力者で帝国議会議員のジューデクムA. Sudekumと会い、宰相と党最高幹部の個人的会見の問題を話しあっていた。翌日には党幹部会員のハーゼ H. Haase とブラウン O. Braun とがプロイセン内務省の要請で出頭し、戦争反対の抗議行動にかんして警告をうけた。こえて七月二八日、宰相じしんがジューデクムと話し合いをもち、かれをつうじて党幹部会の意向の打診をはかったのである。こ

れら一連の会談において政府当局者が強調したのはおよそつぎのような点であった。第一に帝国政府は平和維持のために力を尽しており、紛争の局地化をまだ諦めていない。第二に、ロシアでは汎スラヴ主義勢力がつよく、それが主導権をとるかどうかですべてはきまる。第三に、集会での不用意な発言、すなわちドイツの政策へのあからさまな批判によって汎スラヴ主義勢力の戦意をあり、かえって平和を損うことのないよう留意されたい。第四に、国内の主戦派は弾圧措置を要求しており、新聞論調に気をつけ、集会による抗議以上の行動を控えるのが望ましいが、当局としても戒厳の非常手段に訴える場合がある。こうして社会民主党指導部は、たくみに仕組まれた情報の提供をうけて帝国政府の平和的意図とロシアからの戦争の脅威とをつよく印象づけられ、そしてそれをすべてうけいれた。またかれらは、不気味な警告の威嚇から戦争にたいする党の出方がきびしく注視されていることをあらためておもしろい知らされた。会談の効果はただちにあらわれたのである。

七月二十九日党幹部会は、党新聞の各編集部に指令を發し、新聞論調に行き過ぎのないよう自重をもとめた。同日ジューデクムから宰相宛に送られた書簡には、党幹部会の意向として「いかなる性質の行動（ゼネ・スト、部分スト、怠業など）も計画されていないし、心配する必要もない」ことが明記されていた。政府当局者のさしあたりの目的は達せられたわけである。翌七月三〇日の閣議の席でベートマン・ホルヴェークは、件の書状を手にながらう報告することができた。「ドイツ国内の気分は全般によろしい……。帝国議會議員ジューデクムとの協議から推して、社会民主党および社会民主党幹部会についても、とくに心配するようなことはないと信ずる。ゼネストや部分ストや怠業がおこるようなことはまったくないのであらう。」と。

七月三十一日には陸軍大臣の再度の指示が各軍団司令官にとんでいた。「確実な情報によれば、社会民主党は、今日状況のもとでおよそドイツ人としてふさわしい、そのような態度を断固としてとるつもりである。軍司令官がこと

を処するにあたって配慮できるよう、この点を通知するのが本官の責務と心得る⁽¹⁷⁾。」と。この日帝国全土は戒厳状態にはいった。とにかくこれで軍部に邪魔されることはなくなったと宰相は考えたことだろう。しかもかれは、社会民主党を挙国一致体制にまきこむための最後のつめを用意していたのである。だがそのやり方はマキアベリズムそのものとさえいえる。七月三十一日午後非常事態が宣言されると、ベートマン・ホルヴェークはそれまでとはうって変わって対ロシア宣戦布告を猛烈にいそいだ。かれは外務長官ヤーゴウと結託し、軍部の反対をおしきり、総動員令のくだる八月一日中に宣戦布告を強行してしまった。社会民主党の前にロシアとの戦争状態という既成事実をつきつけることが宰相の狙いであり、それはきつと社会民主党の戦争協力への決断をさらに容易にするであろう、とかれは確信していた⁽¹⁸⁾。

この日を境に社会民主党新聞の論調が一変したことは、あまりにも周知の事実⁽¹⁹⁾に属する。昨日までの戦争反対の基調は影をひそめ、社会民主党の党员大衆の意識の底にねむっていたツァー・ロシアにたいする恐怖と憎しみが呼びさまされ、奔流となって一気に吹きだしたかのようなであった。こうしたなかで自由労働組合の指導部は政府当局筋に連絡をとり、「政府が労働者階級の大組織を頼りにできることは悦ばしい。」との回答をえた⁽²⁰⁾うえで、八月二日に争議行動の全面的停止と、戦争政策にたいする全組織をあげての協力を決定する。明くる八月三日社会民主党の帝国議会議員総会でも、七八対一四の大差をもって戦争公債協賛の決定がくだる。ここに社会主義的労働運動の全組織が戦時挙国一致体制への参加にふみきり、「城内平和」は確立をみたのである。

- (1) フリッツ・フィッシャー・村瀬興雄監訳『世界強国への道Ⅰ』（岩波書店・昭和四七年）、日本版への序文を参照せよ。
- (2) Fischer, Krieg, S. 698f.
- (3) Schellenberg, op. cit., S. 33f.; Delbrück, op. cit., S. 100f.

- (4) Deist, Militär, Dok. 77, S. 188ff.
- (5) Stern, op. cit., S. 21.
- (6) ibid., S. 20f. ; Fischer, Krieg, S. 699.
- (7) 一九一四年七月二七日付電報・宰相からヴァーの駐在大使へ (DD. I, Nr. 277, S. 268)・七月二七日付宰相から皇帝へ (DD. II, Nr. 283, S. 5f.)・七月二八日付電報・宰相からヴァーの駐在大使へ (DD. II, Nr. 323, S. 39)・七月三〇日付電報・宰相からヴァーの駐在大使へ (DD. II, Nr. 441, S. 165)・七月三一日付電報・モルトケからコングラートへ (Conrad, op. cit., Bd. IV, S. 152) 等を参照。
- (8) 七月一九日付覚書・参謀総長から宰相へ (DD. II, Nr. 349, S. 67)・七月一九日夜の会談 (Deutschland im ersten Weltkrieg, Bd. I, S. 253)・七月二〇日の閣議 (DD. II, Nr. 456, S. 176f.)
- (9) 七月二〇日付電報・宰相から皇帝へ (DD. I, Nr. 84, S. 109)・七月二一日付電報・皇帝から皇太子へ (DD. I, Nr. 105, S. 128)° cf. Stern, op. cit., S. 21 ; J. Kuczynski, Der Ausbruch des ersten Weltkrieges und die deutsche Sozialdemokratie, Berlin 1957, S. 28f.
- (10) 七月二六日付報告・ペハリンの駐在代理公使からヴァーの首相へ (Bay. Dok., Nr. 29, S. 141)°
- (11) 七月二六日付電報・宰相から皇帝へ (Zechlin, Bethmann, S. 32. に収録)°
- (12) 七月危機下の社会民主党の動向については、Kuczynski, op. cit., S. 19ff. ; Deutschland im ersten Weltkrieg, Bd. I, S. 259ff. ; DM, I, Nr. 1, 3—6.
- (13) DD, II, Nr. 332, S. 49. 同日『ターク』紙上で中央党のヘルマン・エーバー M. Erzberger は、社会民主党への強硬措置を要求した。P. Scheidemann, Memoiren eines Sozialdemokraten, Dresden 1928, Bd. I, S. 246. ヴュルテンベルク県知事も同一主旨の要請を内務省におこなった。Deist, Militär, Dok. 77, S. 188. Anm.
- (14) この一連の会談については以下を参照。Kuczynski, op. cit., S. 70, 78ff. ; D. K. Buse, Ebert and the Coming of World War I, in: International Review of Social History, Vol. 13 (1968), pp. 440ff. ; D. Fricke, Neue Dokumente über die Rolle Albert Südekums, in: ZfG. Jg. 4 (1956), S. 757ff. ; Delbrück, op. cit., S. 105f.
- (15) H. Wohlgemuth, Die Entstehung der KPD 1914 bis 1918, Berlin 1968, S. 32.

- 96) DD, II, Nr. 456, S. 178.
- 97) Kuczynski, op. cit., S. 81; Deist, Militär, S. 193, Anm.
- 98) F. Klein, *Sonst kriege ich die Sozialdemokratie nicht mit*, in: BzG, Jg. 5 (1967), S. 843ff. 軍部が反対したのは、動員完了いせんの段階での宣戦布告を望まなかったからである。Groener, op. cit., S. 142f.
- 99) Kuczynski, op. cit., S. 83.

お わ り に

「『城内平和』はなによりも帝国宰相のしあげた仕事であった。」と一研究者がかいている⁽¹⁾。そこにこめられたほとんど手放しの共感を別にすれば、筆者もそのような評価をかならずしも拒否するものではない。しかし忘れてならないのは、すでに一九一二年頃より対外戦争に臨む基本的な態度として、まがりなりにも「挙国一致」の方向が帝国最高当局者の側でうちだされていたことである。挙国一致の体制づくりはおのずから当局側に、対決一点ばりの社会民主党対策（軍部主導の戦時治安対策）の再検討をせまった。労働運動の諸組織が戦時挙国一致体制の確立と安定にたいしても積極的な意義が自覚され、社会民主党＝労働者階級をふくむ挙国一致体制の樹立がより切実な問題として提起されざるをえなかったからである。戦時の経済動員計画の立案にあたっていた帝国内務省において、社会民主党による戦争協力の可能性がまっさきにきづかれていたというデルブリュク⁽²⁾の証言も、この意味でひとつの真実をつたえているようにおもわれる。いずれにしろ「城内平和」への道がベートマン＝ホルヴェーク個人の努力できり開かれたものでないことだけはたしかなのである。

七月危機を迎えたとき、帝国指導部には社会民主党の出方にたいする不安はそれほどおおきくなかったという。ロシア革命直後の時期と比べれば、あるいはそうかも知れないが、確証があるわけではない。ただはつきりしているの

は、帝国宰相をはじめ政府当局者が社会民主党の反応を確実に測りかねていたことと、それから社会民主党を挙国一致体制にとりこむには、「ロシアによって挑まれた防衛戦争」でなければならぬと確信していたことである。疑いもなく政府当局者は、社会民主党に伝統的な反ツァーリズムの根深さを、その客観的な機能の意味もふくめて知悉していた。社会民主党の指導部に戦争阻止のための具体的な行動計画もその意欲もないことを知りえたとき、たぶんベートマン・ホルヴェークは、あとはロシアを侵略者にしたてあげること、それで万事はうまくゆく、との確かなる見通しをもつことができたに相違ない。

それにしても「城内平和」は帝国首脳部にとって、戦争遂行のための一時的な政治休戦ということにとどまらない問題であつたはずである。ことにベートマン・ホルヴェークなどのように、帝国主義戦争が体制的危機の可能性をはらむものであることを見抜いていた場合には、「城内平和」はまずもって、戦争による体制的危機の発生を回避するための、権力・支配機構強化の政策的な一環でなければならなかった。端的に言って帝国宰相らは、社会民主党を帝政に敵対的な体制外存在から帝政に協力的な体制内存在へと転換させる、つまりは社会民主党を「脱皮させる政策」を現実に推しすすめる決定的な契機を、「城内平和」のうちに見出していたというべきであろう。

(二) Vietzsch, op. cit., S. 216.

(追記) 校正刷の段階で、本稿の主題にも直接関連し、いくつかの重要な事実を明らかにしている D. Groh, *Negative Integration und revolutionärer Attentismus*, Frankfurt a.M. u. Berlin 1973. を入手したが、その成果を本稿に利用することは断念せざるをえなかった。なお論文執筆にあたり、文献借覧など多大のご援助を頂いた熊田淳美(国会図書館)岡本明(富山大学)の両氏に、この場をかりて深く感謝申し上げます。また本稿は、一九七二年度文部省科学研究費の総合研究における分担研究の成果の一部である。